

## 46. 01

**不明確な指定商品又は指定役務の審査に関する運用について**

不明確な指定商品又は指定役務の審査に関する考え方

願書に記載された指定商品又は指定役務の内容及び範囲が不明確な場合には、従来の運用は物件提出命令を掛けて物件提出書の提出を求め、又は手続補正命令によって明確な指定商品又は指定役務への補正を求める等の運用を行っているところであるが、当該命令に対して物件提出書又は手続補正書の提出がない場合は、特許庁長官名による手続補正命令を経てその商標登録出願を却下処分としていた。

しかし、物件提出命令等によって物件提出書を求める従来の運用では、的確な商品又は役務に補正されるまで、又は補正がない場合の最終処分に至るまでには、審査官名の起案だけでは済まず、同趣旨の起案を特許庁長官名で再度繰り返さなければならないなどの点において相当の期間を要することから、より一層の審査処理の促進を図る観点から問題が多かった。

しかも、本来、願書に記載された指定商品又は指定役務の内容及び範囲が明確か否かの審査は、専門的知見が必要とされるものであることから、本来的には特許庁長官による形式的審査事項ではなく、審査官による実体的審査事項ということもできるものである。（同様の趣旨から、改正前商第6条第1項を適用して当該出願を処理した審決例がある（昭和59年審判第8314号））。

また、特許庁長官による却下処分に対する救済手段は、行政不服審査法に基づく不服申立てによるが、前述のように専門的知見が必要とされる指定商品又は指定役務の内容及び範囲の争いについては、もともと一般的行政処分をその対象とする行政不服審査法で対処することは妥当ではなく、その救済手段は審判によることが適当である。

以上のことから、願書に記載された指定商品又は指定役務の内容及び範囲が不明確な場合の取扱いは、原則として物件提出命令・手続補正命令によるものではなく拒絶理由通知によるものとし、具体的には以下の方針に基づき審査を行うものとする。

（参考）不明確な指定商品又は指定役務の審査に関する処理フロー図

1. 願書に記載された指定商品又は指定役務が不明確で、かつ願書に記載された商品及び役務の区分が政令で定める区分に従ったものと判断できないときは、その商標登録出願は、第6条第1項及び第2項の要件を具備しないものとして拒絶理由の通知をするものとする。

[説明]

商第6条第1項及び第2項の要件を具備しないものとする理由

商第6条第1項は、「…使用をする…商品又は役務を指定して…」と規定しており、商標登録出願に際しては商標の使用をする商品又は役務を指定することを要件としている。

そして、この場合の「指定」は、願書に記載する商品又は役務が商標とともに商標登録出願及び商標権の範囲を定めるものであることから、その内容及び範囲は明確であることを要するものである。

したがって、指定商品又は指定役務がその内容及び範囲において不明確である場合は、商品又は役務の「指定」に不備があることとなり、その商標登録出願は本項の要件を具備しないこととなる。

さらに、願書に記載された指定商品又は指定役務が不明確である結果、当該指定商品又は指定役務が願書記載の商品及び役務の区分に属するか否かが判断できないような場合もあるが、このような場合も商品又は役務の指定が政令で定める区分に従ったものと認定することができないものであるから、結局、その商標登録出願は、商第6条第2項の要件をも具備しないこととなる（注）。

なお、商第3条第1項柱書は「自己の業務に係る商品又は役務」について使用する商標について商標登録を受けられる旨規定しているところから、願書記載の指定商品又は指定役務が不明確である場合は、同項中の「自己の業務に係る商品又は役務」が不明確であるとして、その商標登録出願は、商第3条第1項柱書きの要件を具備しないものとして拒絶にすることも必ずしも違法とはいえないものの、商第6条第1項の規定と比較すると直接的な規定ぶりでないことから、商第6条第1項の要件を具備しないことを理由に拒絶することが妥当である。

また、商第6条第2項は、第1項の規定を受けて商品又は役務の指定は政令で定める区分に従うことを義務づけている規定であるから、願書に記載されている商品及び役務の区分と指定されている商品又は役務が帰属する商品及び役務の区分とが相違又は不明な場合に適用すべきであって、指定商品又は指定役務が不明確な場合に適用する規定として扱うのは妥当ではない。

(注) 運用上の要請

指定商品又は指定役務が不明確で、かつ、商品及び役務の区分が政令で定める区分に従ったものと判断できない場合において、商第6条第1項のみの要件を具備しないものとして拒絶理由を通知すると、後に区分相違が判明した場合には、さらに商第6条第2項の要件を具備しないものとして拒絶理由を通知す

る必要が生ずることになる。

しかしながら、このような場合において、当初から商第6条第1項及び第2項の両要件を具備しないものとして拒絶理由を通知することとすれば、出願人は指定商品又は指定役務と商品及び役務の区分の両方の補正を同時に行うであろうことが期待できるから、このような運用を行うことは、迅速な審査処理を図る観点からも望ましいものである。

2. 願書に記載された指定商品又は指定役務は不明確であるが、願書に記載された商品及び役務の区分が政令で定める区分に従ったものと判断できるときは、その商標登録出願は、第6条第1項の要件を具備しないものとして拒絶理由の通知をするものとする。

[説明]

例えば、指定商品を「第12類 自動車その他本類に属する商品」と記載した場合、指定商品の表示としてはその内容及び範囲が不明確なため認められないが、この場合、指定商品の範囲は、「自動車」はもちろん、「その他本類に属する商品」も第12類に属する範囲内の商品が指定されているものとして取り扱っており、商品の「指定」は政令で定める区分に従ったものとして運用がなされている。

したがって、このような場合は、商第6条第1項の要件のみを具備しないものとして拒絶理由の通知をするものとする。

3. 前記1. 又は2. の拒絶理由の通知に対し、出願人が実質的に商品等の説明のみを内容とする意見書又は物件提出書を提出した場合、審査官は当該意見書又は物件提出書を斟酌し、補正案を示すなど適切な指定商品又は指定役務に補正すべきことを指示する（審査官名による手続補正指示）。  
出願人が当該手続補正指示に対して何らの対応もしない場合又は的確な補正等を行わない場合は、その商標登録出願は、先の拒絶理由に基づき拒絶するものとする。

[説明]

例えば、願書に記載された指定商品が、これまで市場において流通していない新商品等である場合、どのように商品表示を行うか困難な場合が多々あり得る。

このような場合、出願人はその商品の用途、機能、材料等について説明を行うことは可能であろうが、拒絶理由に対応して直ちに的確な商品に補正することは実際上困難な場合が多いと考えられ、補正がなされていないことをもって直ちに「出願人の責」に帰して拒絶にすることは酷にすぎるとも考えられる。

そこで、出願人が実質的に商品の説明のみを内容とする意見書又は物件提出

書を提出し、それによって拒絶の理由が解消するものでないとしても、直ちに当該出願を拒絶することはしないものとする。

このような場合、審査官は当該意見書又は物件提出書に記載された商品に関する説明等を十分に斟酌して、審査官名により補正案を示すなど適切な指定商品に補正すべきことを指示するものとする。

これに対し、出願人が何らの対応をしない場合又は的確な指定商品に補正しない場合には、先の拒絶理由に基づき拒絶するものとする。

なお、審査官は、必要に応じて出願人又は代理人と面接又は電話により拒絶理由若しくは補正指示等に係る事項の説明若しくはそれらに対する応答について指導・助言を行うとともに、適切な補正書等の提出を促すものとする。

4. 願書に記載された指定商品又は指定役務は明確であるが、願書に記載された商品及び役務の区分が政令で定める区分に従っていないときは、その商標登録出願は、第6条第2項の要件を具備しないものとして拒絶理由の通知をするものとする。

[説明]

願書に記載された指定商品又は指定役務は明確であるが、願書に記載された商品及び役務の区分に誤りがある場合、例えば「第30類 菓子」と指定すべきところを「第20類 菓子」と指定したごとく、商品及び役務の区分が政令（商施令（政令）第2条）で定める区分に従っていないときは、従来どおりその商標登録出願は、商第6条第2項の要件を具備しないものとして拒絶理由の通知をするものとする。

5. 平成8年改正法施行前の出願については、改正前第6条第1項に基づき前記1. ないし4. と同様に取り扱うものとする。

[説明]

平成8年改正法施行前の出願における指定商品又は指定役務に関する審査については、商標法等の一部を改正する法律（平成8年法律第68号）附則第3条により、なお従前の例によることとされているが、施行後の出願と運用を異にすべき特段の理由はないことから、前記1. ないし4. と同様に取り扱うものとする。なお、当該施行前の出願について、既に物件提出書が提出されているもの又は審査官名による手続の補正命令がなされたものであっても、なお改正前商第6条第1項の要件を具備するに至っていないものについては、原則として拒絶理由の通知をするものとする。

6. 国際商標登録出願における不明確な指定商品又は指定役務若しくは商品及び役務の区分に関する取扱いについては、以下の通りとする。

①指定商品又は指定役務の表示が不明確なものと認められるときは、第6条第1項の要件を満たしていないものとして拒絶理由を通知し、当該指定商品又は指定役務を明確な表示に補正させることとする。

ただし、各指定商品又は指定役務の表示によってその商品又は役務の内容及び範囲が明確であれば、指定されている商品又は役務が重複するものであっても、原則として、当該出願の指定商品又は指定役務の表示として認めることとする。

②商品及び役務の区分については、指定通報された区分に従うものとし、明確な誤りであると判断されるものは、国際事務局に確認するものとする。

③前記3. の取扱いは、国際商標登録出願の場合についても準用する。

[説明]

(1) 指定商品又は指定役務の表示について、国際分類の類別表、アルファベット順一覧表に掲載されている商品又は役務の名称を含め国際商標登録出願に係る指定商品又は指定役務の表示によってはその内容及び範囲が明確でないものと認められるときは、商第6条第1項の要件を満たしていないものとして拒絶理由を通知することとし、その内容及び範囲が明確となるようその指定商品又は指定役務を補正させることとする（この場合、国際分類のアルファベット順一覧表に掲載されている商品又は役務の表示であっても明確でないと認められるものとは、当面ニース協定に基づく「商品・サービス国際分類表アルファベット順一覧表 日本語訳（類似群コード付）」の「\*」欄において「\*」が付されている商品・サービスが該当するものとして運用する。）。

ただし、国際登録において指定されている商品又は役務については、既に国際事務局において分類審査がされていることから、その国際登録で我が国へ通報され国際商標登録出願とみなされたものについては、基本的には、その分類審査を尊重して取り扱うこととし、各指定商品又は指定役務の表示によってその商品又は役務の内容及び範囲が明確であれば指定されている商品又は役務が重複するものであっても、原則として、当該出願の指定商品又は指定役務の表示として認めることとする。

(2) 指定商品又は指定役務が商品及び役務の区分に従って記載されているか否かの審査は、既に国際事務局によってなされているので、指定国において再度審査する必要はないものである。たとえ、担当審査官において指定されてきた区分に対し疑義があっても国際事務局によって特定された区分に従うものとし、明確な誤りであると判断されるもののみ国際事務局に確認するものとする。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第6条（一商標一出願）」の審査基準](#)

(参考)

不明確な指定商品又は指定役務の審査に関する処理フローの概略

(注) 指定商品又は指定役務が「商品及び役務の区分」に従っていない場合（6条2項）は従来通り運用され変更はありません。

